

黒松内町みんなで歩むまちづくり条例ダイジェスト版

私たちが育てるブナ北限の里の仕組み

こ こ
黒松内に住む私たちが

^{まち}
「田舎づくりのルール」を育み、歩み続けます。

様々な社会変動の渦中で、複雑化する日常生活からは多様な新たなニーズが発生し、その多様な要望に応えられない状況が更に加速され、そのカバーしきれない部分を地域の住民たちが担っていく動きの有無、大小が地域の運命を分ける状況となっています。

こうした時代の潮流を的確に捉えつつも、時代に流されない本町の独自性・優位性を維持し、町民と英知を結集して情熱を注ぎ、自然環境、地域経済、心の豊かさが調和した農村地域社会を創造し続けなければなりません。

そのため、本町の特異で優れた自然、人の魅力、そして町が歩んだ軌跡を踏まえ、贅沢ではないけれども「このまちに住んで良かった」と実感できる将来を目指し、町民、コミュニティ・団体・事業者、町が互いに手を取り合い歩み続ける「まちづくりの仕組み」を皆で育みます。



町民参加が^{まち}田舎づくりの基本です。

みんなで歩むまちづくり条例は、黒松内町のまちづくりを進める上での基本的なルールを定めた条例です。

「このまちに住んで良かった」と実感できるまちを目指し、町民参加で歩み続ける思いを最初に伝えるため、本条例には「まちづくりの姿勢」を前文として設けています。

第1章「総則」（第1条 - 第4条）では、第3条で「基本理念」、第4条で、「基本原則」を定めています。

第2章「役割と責務」（第5条 - 第12条）では、「町民」、「議会」、「町」の役割と責務を定めています。



○みんなで歩むまちづくり条例の用語【第2条】

町民：町内に居住する者、働く者、学ぶ者、事業を営む者、活動する団体等

参加：町民のまちづくりや主体的な活動への参加

協働：町民、団体・事業者、町などの多様な主体が、それぞれの領域や役割を認め合い対等の立場で協力し合うこと

コミュニティ：

行政区などの地域社会のほか、ボランティア団体、スポーツサークル、NPOなど

みんなで歩むまちづくり：

多様な主体により行われる協働のまちづくり

■みんなで歩むまちづくり条例の町民参加イメージ

基本理念 第3条

人と自然が調和した質の高い環境のもと、誰もが健康で安心して暮らすことができるまちを、みんなで歩むまちづくりにより実現する。

町民【第5条】

まちづくりに主体的に取り組む
自らの発言に責任を持つ
まちづくりに参加
など

議会【第6-8条】

町民意見を反映
議会活動を分かりやすく説明
町政の監視役 など

参加

町【第9-12条】

町民参加機会を提供
施策の計画から情報を提供
町民の自主的な活動を尊重
など

基本原則【第4条】

主体性 町民が主体となり、
平等性 公平・公正を重視し
柔軟性 従来の発想にとらわれない
普遍性 互いに手を取り合い協働で
発展性 未来を見据え発展を

皆さんがまちづくりの主役です。

まちづくりの主役は「町民」の皆さんです。そのため、条例第 13 条で「まちづくりに参加する権利」があることを明らかにしています。

第 3 章「町民参加の推進」(第 13 条 - 第 22 条)では、町民の皆さんがまちづくりに参加するための具体的な仕組みを定め、第 4 章「情報の共有」(第 23 条 - 第 25 条)では、町民の皆さんの「知る権利」について定めています。



1 皆さんが参加して決めます。

町民の皆さんは、まちづくりに参加する権利を持ち(条例第 13 条)、皆さんが参加して決定していく事項は、条例第 15 条(町民参加手続きの対象)で定めています。

ただし、参加対象となる事項でも、軽微なもの、緊急を要するもの、法令の基準に基づき実施するもの、町の事務処理に関するものについては、参加の対象としない場合があります。



町民の皆さんが参加して決める事項【条例第 15 条】

総合計画[基本構想・基本計画]
分野別の基本的な計画
の策定・変更

基本方針を定める条例
町民の義務・権利に関する条例
制定・改正・廃止

生活に重大な影響を及ぼす
制度の導入・改正・廃止

公共施設の計画策定・変更
新設 = 1 億円以上
改修 = 5 千万円以上

※上記以外の事項についても参加対象とする場合があります。

2 参加の仕方は

参加方法は、条例第 14 条(町民参加の方法)で定めています。

町が参加の手続きを行う場合は、参加方法から一つ以上実施することとしています。

を
参
加
機
会
を
提
供

町民参加を実施しない場合
適用除外規定【条例第 15 条第 2 項】

- 1 軽微なもの
- 2 緊急を要するもの
- 3 法令の基準によるもの
- 4 内部事務処理に関するもの



町民の皆さん

参
加

参加方法【条例第 14 条】※一つ以上実施

説
明
会

ア
ン
ケ
ー
ト

審
議
会

意
見
募
集

ワ
ー
ク
シ
ョ
ッ
プ
等
そ
の
他

○みんなで歩むまちづくり条例の経過

平成15～16年 二つの町村合併協議、町民に意思を求める。
※自己決定、自己責任によるまちづくりルールの必要性。

平成16年11月 町長の諮問機関として検討委員会を設置。
町民参加の仕組みづくりを諮問。
※各種団体等で活動する町民 7 名で検討を開始。

平成17年5月 検討委員会が条例原案を答申。
「まちづくり基本条例」町民説明会の開催。
※参加した町民から、「町民参加が盛んになれば、町民側の意識向上も必要」、「自治組織活動の具体的な規定があった方がよい」、「町民参加は良いことばかりでなく弊害もあるのでは」との意見。

平成17年6月 町議会に条例案提案。特別委員会に付託。
※慎重な審査を要するため特別委員会に付託。

平成18年3月 町議会が条例案可決。
※9度及び特別委員会で議論し、一部修正後、可決。

平成18年5月 「みんなで歩むまちづくり条例」施行
※町民の意見を反映できる基本ルールが始動。

平成21年10月 条例見直し検討委員会設置
※条例の規定により4年以内に見直しを実施。自治基本条例とステップアップを目指し、7名の委員で検討開始。

3 皆さんの意見や提案を募集する場合は

皆さんの意見や提案の募集（パブリックコメント）は、条例第17から19条で定めています。
事前に計画（案）等の概要をホームページや広報などで事前に公表した上で、最低でも1か月の間、町民の皆さんから意見や提案を募集し、その声を施策等に反映させるために行います。

「第3次黒松内町総合計画」素案に対する御意見をお寄せください。

いつまでも愛着を持てる黒松内に。
町では、全町民の皆さんの暮らしと未来をよりよく守り、発展させるために、素案の御意見を募集しています。
「10年後が、こんなまちだったらいいな」と考える黒松内町民の皆さんの意見や提案を募集します。
ご意見、ご提案は、第3次黒松内町総合計画（素案）を御覧いただき、御意見、御提案を募集しています。

御意見、御提案を募集する期間は、第3次黒松内町総合計画（素案）を御覧いただき、御意見、御提案を募集しています。

御意見、御提案を募集する期間は、第3次黒松内町総合計画（素案）を御覧いただき、御意見、御提案を募集しています。

「第3次黒松内町総合計画」素案に対する御意見記入用紙

氏名（フリガナ）
住所（フリガナ）
電話番号（フリガナ）
Eメール（フリガナ）
性別
年齢
職業
関係者（フリガナ）
意見、提案
その他
記入用紙

4 町外者からの意見や提案は

町外者からの意見等の取扱いは、条例第20条で定めています。
本町に何度も訪れ、思いを寄せる町外者からの意見等は、場合によりまちづくりに反映させる必要があることから、総合的に検討し判断することとしています。

5 審議会等の委員を公募します。

環境や景観の審議会やまちづくり推進委員会などの委員は、条例第21条により公募で選考することとしています。
ただし、委員の構成が法令に定められている場合などで公募しない場合もあります。
公募人数は、委員定員のおおむね2割とし、公募期間は1か月以上としています。

各種審議会等の委員を公募
【定員の2割】

公募の流れ

- 公募しない特別な場合
- 1 法令に定められている場合
 - 2 専門性・特別な経験を要する場合
 - 3 審議事項が行政処分に関する場合
 - 4 緊急を要する場合
 - 5 その他特別な理由がある場合

意見・提案の募集手続きフロー

事前公表 [1か月前] [条例第18条、規則第3、4条]

計画・条例等の案

計画・条例等の趣旨・目的等

その他必要な資料
関係資料、
意見提出様式等

意見等の提出方法
封書、FAX、メール等

その他必要事項
募集期間、
問い合わせ先等

情報提供

意見収集期間
1か月間以上
【規則第3条】

意見・提案



町民の皆さん

意見・提案の
反映等を検討
【第19条第1項】

結果公表 【第19条第2項】
意見・提案の内容検討結果・理由
【非公開情報除く】

周知事項 [1か月前]

委員会等の名称	公募趣旨	応募資格	募集人数	委員任期	応募方法	選考基準	委員の業務	報酬等	問合せ・応募先
---------	------	------	------	------	------	------	-------	-----	---------

情報提供

公募期間
(1か月間以上)

応募



応募資格者

選考

結果通知

平成22年2月 条例改正素案パブリックコメント。

同時に検討委員会、職員から意見聴取
※4件の意見があり、必要箇所を加筆修正。

平成22年3月 改正条例案を町議会に提案。特別委員会付託

※自治基本条例へ。2回の特別委員会で議論後、4月末に原案可決。

平成22年5月 改正「みんなで歩むまちづくり条例」施行

※自治基本条例として新たなスタート。

平成22年6月 改正条例町民研修会

※町民が主役の育てる条例となった仕組みに理解を深める。

○みんなで歩むまちづくり条例の構成

- | | |
|------|--------------------------|
| 前文 | |
| 第1章 | 総則（第1-4条） |
| 第2章 | 役割と責務（第5-12条） |
| 第3章 | 町民参加の推進（第13-22条） |
| 第4章 | 情報の共有（第23-25条） |
| 第5章 | コミュニティの推進（第26-27条） |
| 第6章 | 町政運営（第28-32条） |
| 第7章 | 環境と景観（第33-34条） |
| 第8章 | 町民投票（第35条） |
| 第9章 | 他団体との連携（第36条） |
| 第10章 | 条例の位置付け（第37条） |
| 第11章 | みんなで歩むまちづくり条例推進委員会（第38条） |
| 第12章 | 補則（第39条・第40条） |
| 附則 | |

6 情報を共有します。

町が持つ情報は、皆さんに分かりやすく発信し、説明します。(条例第 23 条)

また、町政運営に関して皆さんに「知る権利」を保障し、求めに応じ公開することとしています。(条例第 24 条)

情報公開する際は、個人情報保護のため、適切に取り扱います。(条例第 25 条)



地域での自主的な活動を支援します。

これからのまちづくりには「自主的な活動の有無、大小」が地域の命運を分けると言っても過言ではありません。

第 5 章では、地域での自主的な活動を推進するため、条例第 26 条で町民が地域活動へ積極的に参加するよう努めることとし、条例第 27 条では町は自主性と自立性を尊重しながら必要な支援を行うこととしています。



町政の進め方は。

誰もが分かりやすく、地域資源を活用しブナ北限の里として魅力と個性を磨き、選択と集中によるまちづくりを実行するため、第 6 章では町政運営について規定し、条例第 28 条でまちづくりを具現化する最上位計画「総合計画」の策定を義務付け、第 30 条で行政改革、第 31 条で行政評価、第 32 条で行政手続きについて定めています。

また、第 9 章では小規模自治体で解決できない行政課題を解決するため、広域連携を進めることとしています。

環境と景観を守り・育み・活用します。

黒松内の潜在的な資源であり、私たちの宝物である「環境」と「景観」を次の世代に引き継ぐ責務があります。第 7 章では、条例第 33 条で自然環境との共生について、条例 34 条で景観の保全及び育成について定めています。



まちの存立に関わるとき

第 8 章条例第 35 条では、町村合併など直接町民の意思を問う必要がある場合に実施する「町民投票」について定めています。

町民投票の手続きは、その都度条例を制定することとしています。

みんなで育てる条例に

本条例が実効性のあるものにするため、第 10 章で本条例を最高規範として位置付け、第 11 章で町長の諮問機関である推進委員会の設置を規定し、第 12 章で時代の変化に応じるため創り育てる条例としています。



■ お問い合わせ ■



黒松内町総務課

〒048-0192 北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1

TEL 0136-72-3311 FAX 0136-72-3316

HP www.kuromatsunai.com/ E-mail syomu@town.kuromatsunai.hokkaido.jp